農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書

秋田県(以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)とは、乙が貸し付ける農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知)第2に規定する農業経営負担軽減支援資金(以下「本資金」という。)につき、甲が乙に対し利子補給金を交付するについて、次の条項を契約する。

- 第1条 甲は、乙の融資に係る本資金につき、秋田県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱 (以下「利子補給要綱」という。)の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。
- 第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。
- 第3条 乙は、前条の利子補給承認書の交付を受けたときは、その日から60日以内に貸付けを 行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情に より乙が特に必要と認めたときは、この限りではない。
- 第4条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承認書を交付することによって行うものとする。
- 第5条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給 に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものと する。
- 第6条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給要綱第5条に規定する方式により算出した額とする。
- 第7条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給要綱第5条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月中に、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の2月中に、利子補給金請求書により行うものとする。
- 第8条 甲は、乙から前条の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌々月中にこれを 支払うものとする。
- 2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に 応じ、年10.95パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。
- 3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき、第7条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し報告するものとする。
- 第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。
- 第11条 甲は、甲の利子補給に係る本資金について、次の場合は、これ以降融資機関に対し、 当該借受者への貸付に係る利子補給金を打ち切るものとする。
 - (1) 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
 - (2) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
 - (3) 借受者が借入を辞退した場合
 - (4) 借受者がその借入金を目的以外に使用した場合
 - (5) 借受者が農業経営を中止した場合
- 2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給要綱又はこの契約の条項に違反したとき は、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の 返還を命ずることができる。
- 第12条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。
- 第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。
- 第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者 の協議により定めるものとする。
- 第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙において各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 秋田県知事 印

乙 融質機 関の 所在地、名称 及び代表者の職氏名

囙